



地震から家・命を守ろう

建築物の耐震化に要する費用を助成します

区では、災害に強い安全なまちづくりをめざし、地震による建築物の倒壊や人的被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化に要する費用を助成しています。ぜひ、ご活用ください。



問 合 建築安全課建築耐震係 ☎ 3579-2554

木造住宅に対する助成

昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅(条件により併用住宅・木造アパートを含む)などを対象に、次の助成を行っています。

A 耐震診断費用

▶ 助成金額 = 費用の2分の1(上限7万5000円)
※65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限10万円) ※区が指定する特定地域内(木造密集地域など)の場合は費用の5分の4(上限12万円)



B 耐震計画などの費用

▶ 対象建築物 = 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された ▶ 助成金額 = 費用の3分の2(上限4万円)

C 耐震補強工事費用

▶ 対象建築物 = 次の全ての要件を満たす
● 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
● 耐震診断の結果が反映された耐震計画がある
● 建築基準法における重大な違反がない
▶ 助成金額 = 費用の2分の1(上限75万円) ※65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限100万円)

D 耐震シェルターなどの設置工事費用

▶ 対象建築物 = 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された ▶ 助成金額 = 費用の2分の1(上限15万円) ※要介護認定3~5・身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度の方は費用の10分の9(上限30万円)

E 除却工事費用

▶ 対象建築物 = 次の両方の要件を満たす
● 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
● 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
▶ 助成金額 = 費用の3分の1(上限50万円)

A~Eいずれも

▶ 対象 = 次の両方の要件を満たす方
● 建築物を所有する個人である
● 住民税などを滞納していない
※Dは建築物に居住している・65歳以上の方または障がいがある方が同居している・世帯全員の所得の合計額が200万円以下の要件も必要

F 建替工事費用

▶ 対象 = 次の全ての要件を満たす方
● 耐震診断を受けた建築物の所有者または所有者の2親等以内の親族で、新築の建築物に居住する
● 65歳以上の方または障がいがある方が同居している
● 住民税などを滞納していない
▶ 対象建築物 = 次の全ての要件を満たす
● 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
● 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
● 新築する建築物の計画が、まちづくりに寄与する
▶ 助成金額 = 建替工事に要する費用(上限100万円)



A~Fいずれも

※このほかにも条件あり。詳しくは、お問い合わせください。

非木造建築物に対する助成

G 耐震化アドバイザーの派遣

建築士などのアドバイザーを派遣し、耐震化に関する相談・情報提供などを行います。対象など詳しくは、お問い合わせください。

H 耐震診断費用

▶ 対象建築物 = 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、耐震診断を実施し、区が指定する機関で評価を受けた ▶ 助成金額 = 費用の3分の2(上限200万円)

I 耐震補強設計費用

▶ 助成金額 = 費用の3分の1(上限100万円)

J 耐震改修工事費用

▶ 助成金額 = 費用の約15%(上限2000万円)

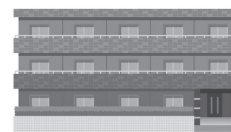
I・Jいずれも

▶ 対象建築物 = 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、次の全ての要件を満たす
● 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定め

る特定建築物(マンション・店舗・事務所など)
● 延べ面積1000㎡以上・地上3階建て以上
● 耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評価を受けた
● Is値(構造耐震指標)が0.6相当以上の設計である

H~Jいずれも

※1㎡あたりの単価の上限あり ※分譲マンションは管理組合の総会決議が必要



高齢者世帯などの家具転倒防止器具取付費用を助成します

家具をL字型金具などで壁に固定し、その費用を助成します。※事前に申請が必要。対象など詳しくは、お問い合わせください。

問 合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎ 3579-2464

ブロック塀などの撤去・新設費用の助成もあります。詳しくは、区ホームページをご覧ください